

関西医療学園 貸与奨学金規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人関西医療学園貸与奨学金制度について必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 本奨学金は、本法人が設置する学校に在学する学業及び人格が優秀な学生生徒で、経済的理由または突発的な事由による経済事情の急変などにより修学を継続することが困難な者に対して、奨学金を貸与し、学業を継続させることを目的とする。

(貸与金額)

第3条 奨学金の貸与額は、年間授業料等の範囲内において定める。

(貸与期間)

第4条 奨学金貸与の最長期間は、当該年度から最短修業年限までとする。

(出 願)

第5条 奨学金を受けようとする者は、所定の出願書類を学長または校長に提出しなければならない。

2 過去に貸与を受けていた者が出願することは妨げない。ただし、過去の貸与回数、修業状況等により、出願を制限することがある。

(選 考)

第6条 願書が提出された場合は、面接を行い、出願者の家計状況、人物、学力その他について総合的に評価する。

2 出願状況により、過去に貸与を受けたことがない者を優先することがある。

(決 定)

第7条 奨学金の募集、採用、取消、返還の決定は、学園運営会議の議を経て、学長または校長が行う。

(誓約書、借用証書)

第8条 前条の決定を受けた者は、所定の誓約書、借用証書及びその他必要な書類を提出しなければならない。

(異 動)

第9条 奨学生（卒業又は修了後、奨学金の返還を終了していない者を含む）は、次の各号のいずれかに該当する事項が生じたときは、直ちに学長または校長に届け出なければならない。

(1) 休学、退学または除籍となったとき

(2) 保証人を変更したとき

(3) 本人または保証人の氏名、住所またはその他重要な事項に変更があったとき

(取 消)

第10条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学金の貸与を取り消すことがある。

(1) 休学、退学または除籍となったとき

- (2) 学則により懲戒処分を受けたとき
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき
- (4) 奨学生として適当でないと認められるとき
- (5) 出願書類の内容に虚偽の記載がある等が判明したとき

(返 還)

第11条 奨学金は、卒業、修了または退学後、所定の期間内に返還しなければならない。

- 2 前項の定めにかかわらず、前条第1項第4号または第5号のいずれかにより奨学金の貸与を取り消された場合は、遅滞なく奨学金の貸与総額を返還しなければならない。

(返還猶予)

第12条 奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当する場合には、願い出により相当と認める期間、返還を猶予することができる。

- (1) 災害または傷害疾病によって返還が困難となったとき
- (2) 本学園が設置する学校に進学したとき
- (3) その他やむをえない事由によって返還が困難となったとき

(延 滞 金)

第13条 奨学生であった者が、正当な理由なく奨学金の返還を怠ったときは、所定の延滞利息を徴収することができる。

(返還免除)

第14条 奨学生または奨学生であった者が、奨学金返還前に死亡または相当の理由によって返還が不能となったときは、本人、相続人または保証人の願い出により、奨学金の全学または一部の返還を免除することができる。

(そ の 他)

第15条 奨学金に関して、その他必要な事項については、学園運営会議においてこれを定める。

附 則

この規程は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 24 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 29 年 8 月 22 日から施行する。